

秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程  
をここに公布する。

令和7年10月1日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

### 秋田市上下水道局管理規程第3号

#### 秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する 規程

秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程（平成4年秋田市水道  
事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第14条中「次条」を「次条および第15条の2」に改め、「（非常勤職員  
(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員  
を除く。以下同じ。)にあっては、3歳)」を削り、「一部」を「全部又  
は一部」に改め、同条第2号中「(1日につき定められた勤務時間が6時  
間15分以上である勤務日があるものに限る。)」を削り、「以外の非常勤  
職員」の次に「(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の  
職を占める職員を除く。次条において同じ。)」を加え、同条に次の3項  
を加える。

2 前項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、毎年4月1  
日から翌年3月31日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる  
範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するか  
を管理者に申し出るものとする。

- (1) 1日につき2時間を超えない範囲内
- (2) 1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内

3 前項の規定による申出をした職員は、配偶者（届出をしないが事実上  
婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）が  
負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の前項

の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該申出の内容の変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると管理者が認める事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

- 4 第2項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、第1項の規定による部分休業の請求をすることができる。

第15条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

前条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第15条第2項および第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第15条の2 第14条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき  
当該勤務時間の時間数
  - (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
- 第16条第1項第1号中「始めまたは」を「始め、又は」に改め、同項第2号中「もしくは」を「又は」に改め、同項第3号中「死亡しましたは」を「死亡し、又は」に改め、同条第2項第2号を次のように改める。
- (2) 当該職員が、第14条第3項の規定による変更をしたとき。  
第16条第2項第3号を削る。

第18条の見出し中「請求」を「請求手続等」に改め、同条第1項中「第14条」を「第14条第1項」に、「の請求は、部分休業承認請求書」を「の承認の請求は第1号部分休業承認請求書又は第2号部分休業承認請求書により、同条第2項の規定による請求の申出は部分休業請求申出書により、同条第3項の規定による請求の申出の変更は部分休業申出変更書」に改める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。